

自転車および単車通学に関する規定

○自転車及び単車通学を希望する者は自転車通学許可願、単車通学許可願により許可を受ける。但し、単車の免許取得については次項の手続きが必要である。

- ・部活動などで学校に自転車を置く場合でも、ステッカーの交付を受ける。
- ・登録以外の自転車で登校した場合は、速やかに係の先生に申し出る。
- ・自転車を買い換えた場合は改めて許可願を提出し、再度ステッカーの交付を受ける。

○ステッカーの貼付は雨合羽を持参し、担任の立ち会いのもとで行う。

ステッカーは、後輪泥よけの後方から番号が見える位置に貼る。

○通学用自転車として許可される自転車

- ・二重ロックができる（ハンドルロック可）。
- ・泥よけがある。
- ・前カゴか荷乗せ（荷台、キャリア）がある。
- ・自動点灯機能が付いているものを推奨する。
- ・スポーツサイクル（マウンテンバイク・クロスバイク・ロードバイクなど）の類いは禁止する。

[注意事項]

- 1 交通法令の遵守、マナーを励行する。
 - ・自転車は車道を左側通行する。
 - ・通行可の標識のある歩道は歩行者優先で車道側を徐行する。
 - ・学校周辺はもともと通行の多いところなので、急がず徐行を心がける。
 - ・自転車は車両であり、歩行者より常に責任が重くなる。
- 2 歩行者・自転車・自動車などと接触事故を起こした際は必ず警察の現場検証を受けること。担任にも報告をする。
- 3 駐輪する際は、校内・校外を問わず常に二重ロックをする。
- 4 年に1度は自転車安全整備士のいる自転車店で整備・点検を行う。
点検には通常の点検と保険のついたTSマークの点検があるが、TSマークの点検は任意保険にもなり推奨する。

○単車の免許取得について

- 1 単車の免許取得は、通学等に必要な場合に限る。
自動車及び自動二輪の免許取得は認めない。
通学のための免許取得許可条件は、交通不便な所で通学距離が12km以上22km未満で、公共交通機関の利用が困難な場合に限り許可する。公共交通機関の利用が困難とは、自宅から最寄りの駅・バス停までの距離が10km以上である。
- 2 通学距離が22km以上で、単車と公共交通機関を併用する場合は、別途審議する。
- 3 単車の排気量は50cc以下で、車体の大きなものは不可とする。
学校での駐輪は所定の場所とする。
- 4 万一、事故や違反行為があった時は、速やかに担任に届け出る。

【単車通学申請の流れ】

- ・上記単車通学許可条件に合致し、単車通学の必要性が認められると判断した生徒は、担任に申し出る。「単車通学希望調査書」の書類を生徒課交通係から受け取り、必要事項を記入し添付資料をつけて担任へ提出する。



単車通学許可条件を満たしているか、生徒課交通係で検討する。

***条件を満たした場合**

「単車通学許可願」「免許取得許可願」を提出する。



春休み・夏休み・冬休みなどの長期休暇中に免許を取得し、「免許証登録カード」を提出する。

※条件を満たしていても許可が出るとは限らない。

***条件を満たしていない場合**生徒課交通係よりその理由を説明する。